八尾市時報
発行所 大阪府八尾市役所
編集兼発行人 川見三七雄
印刷所 サンケイ印刷株式会社
毎月1回（10日発行）
発行部数 33.000
定価

市民税の申告は3月20日までに

必ず期限内に 申告で有利な納税

用紙はお届けします

▽市民税の申告時期になりました。市民税は、あなたの申告によってかけられます。近く申告△
▽用紙をご家庭にお届けしますから必ず申告して下さい。△
▽申告期限は三月二十日で、この申告は課税の基礎となる所得や、算出された税額から、いろ△
▽いろな控除をする要件となるものです。必ず期限内に申告されないと、扶養控除やそのほか△
▽の控除が受けられず、たいへん不利な税金がかかることになりますから、必ず期限内に申告△
▽されるようお願いします。△

申告しなければならない人

△市内に住んでいる人
△市内に住んでいないが事務所か事業所を持っている人

申告する必要のない人

前年中の所得が、給与所得だけの人で勤務先から給与支払報告書を提出されたとき。しかし、給与所得以外に所得のある場合または雑損控除や医療費控除を受けようとするときは申告書をご提出下さい。

申告書の記載事項

所得金額　前年中の総所得金額（営業、農業、配当、不動産、雑、給与、譲渡、一時所得など）や退職金の所得額または山林所得の金額。

なお、事業専従者がある場合はその事項を記入して下さい。

所得控除　雑損、医療費、社会保険料、生命保険料、扶養控除、基礎控除など所得から差引かれる事項。

税務控除　本人が障害者、か婦、勤労学生である場合、または扶養親族中に障害者があるときはそれらの事項。

申告用紙は、二月中にご家庭へお届けしますが、もし用紙が届かなかったり、記載事項についておわかりにならない方は、お気軽に税務課までお問合わせ下さい。

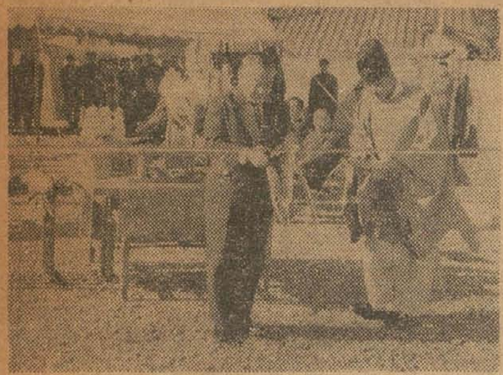

道路開通式 八尾表町線

去る一月十九日午前九時から、八尾表町線道路の一部開通式が関係者約五十名を集め、現場で盛大に行なわれました。この道路は、市が三十三年から五カ年計画で進めてきたもので巾十五米で八尾表町線と弥刀ー上之島線道路を結ぶ七百五十七米のうち、近鉄大阪線までの南側三百七米が完成しました。工事は引続いて行なわれ全路線が開通するは三月頃になる予定です。

晴れの成人式

今年成人の日を迎えた二千二十人の青年男女を祝いはげます成人式は、去る一月十五日午前九時から、市民ホールで行なわれました。当日は大阪市の成人代表三十人が参加し、会場をうずめる新成人の見守る中で花束の交換が行なわれ、当市の代表も、大阪市の成人式に出席、共に成人となった喜びをわかち、はげまし合いました。

このあと、郷土の作家司馬遼太郎先生の講演があり、意義深い式を終わりました。

盛大に出初式

恒例の出初式は、去る一月十日午前九時から帝国製糸グラウンドで、多数の来賓を招いて、盛大に行なわれました。

当日は、ポンプ車、救急車のほか、とくに大阪市からスノーケル車、梯子車なども参加、空高く見事な放水が行なわれ、参観者のかん声を誘いました。この日は空からも自衛隊の飛行編隊が祝賀飛行し、ヘリコプターから花束が投下されるなど、はなやかな出初式をくりひろげました。

写真㊤は成人式で花束交換の両市代表。写真㊦は出初式で放水する大阪市消防車。

8年ぶりに完成

日本一の長瀬川改修工事

大和川から分れて柏原、八尾、布施三市を流れる長瀬川改修工事が昭和三十年度から始められ、このほど総工費約三億円で全長一万五百米の改修工事が終り、八日帝国製糸グランドで盛大な竣工式が行なわれました。

この事業は、最近長瀬川沿岸に住宅、工場などが急激にふえこれらの悪水で用水は極度に汚れ、かっすい時には工場廃液によって農作物が被害をこうむるような状態にまでなったので、これを防ぐため川をコンクリート水路にして農業用水路とし両側に工場廃液などの汚水を流すように一つの川で二つの働きをする全国でも珍らしい都市水利事業です。これによって沿岸の農業、産業の育成への障害が除かれることになり、今後の飛躍的発展が期待されます。

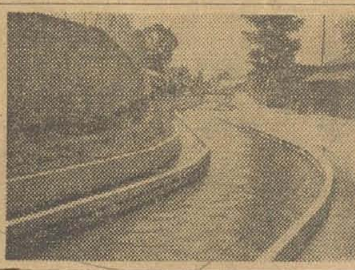

完成した三分水方式の長瀬川

小児マヒ予防接種

二月十八日から各地区で

保険課では、来る二月四日から小児マヒの予防注射を行ないます。今月接種がうけられるのは、三十六年十月一日から三十七年六月三十日までに生まれた赤ちゃんです。

この予防接種は四回に分けて行ないますが、全部をうけていただかなくては効果がありませんから必ず最後までうけてください。

料金は普通二百八十円ですが、今年度（三十七年度）の市民税を均等割のみ納めている方は七十円、生活保護をうけている方は無料です。

接種をうけるときは母子手帳を持っておいで下さい。なお、料金割引や免除をうける方は、三十七年度の市民税令書、領収書、あるいは、市民税非課税証明書か福祉事務所発行の証明書が必要です。

接種日は次のとおり。時間は午後一時三十分から三時まで（カッコ内は第二回実施日）

二月十八日（三月四日）ー南高安小学校、中高安小学校
十九日（三月五日）ー志紀小学校
二十日（三月六日）ー久宝寺中学校、竹渕小学校
二十一日（三月七日）ー竜華中学校（同鷺板の竜小は誤り）
二十二日（三月八日）ー大正小学校、曙川小学校
二十五日（三月十一日）ー山本小学校
二十六日（三月十二日）ー用和小学校、西郡保育所
二十七日（三月十三日）ー八尾小学校

毒だんごを配ります

二月はねずみ駆除月間

伝染病やいろいろな病源菌を運ぶねずみを、私たちの家から一掃して、健康で明るい生活環境づくりにつとめましょう。

市では、次の日程のように二月一日から「毒だんご」を各戸に配っています。今月はねずみ駆除月間に当たり、この期間中、ねずみを市衛生課か近くの出張所で一匹五円で買い上げるほか、一等一万円があたる抽せん券ーねずみ券ー一枚をお渡しします。毒だんごの配給日に家を留守にしておられるところは、配給日の二日以後に衛生課か出張所でもらってください。

なお、毒だんごは人畜に害がありますから、仕掛ける場所や取り扱いには十分注意してください。配給日程は次のとおり。（十一日以降の分）

十一日ー八尾地区ー南本町、東本町、庄之内公団住宅、東郷種産住宅、北本町一～二、山城町一～二、本町五～七。
十二日ー八尾地区ー宮町一～二、佐堂町一～三、久宝園住宅、萱振本村、萱振住宅、東和町、楠根住宅。
十三日ー本町一～四、六、光南町一～二、栄町一～二。
十四日ー志紀地区ー老原、南老原、天王寺屋、二俣、弓削、田井中、府営住宅。
十五日ー南高安地区ー恩智、垣内、黒谷、教興寺、信貴山口。
十六日ー曙川地区ー刑部住宅、柏村住宅、柏村、刑部、八尾木、中田、都塚、東弓削、ガス住宅、都塚住宅。
十八日ー高安地区ー神立、楽音寺、大竹、水越、千塚、山畑、服部川、郡川、大窪、信貴山口住宅

新春子供大会

十七日市民ホールで

昨年十一月、早くから待ち望まれていた全市の連合こども会が結成されましたが、来る二月十七日午前九時から、初の「新春こども大会」が催されることになりました。

この日は、市内十五ブロック、百三十の各子ども会（会員二万千人）が、思い思いの趣向をこらした劇や、遊ぎ、コーラスなどを発表し合って、楽しくにぎやかな一日を過すことになっています。

子供たちのすこやかな成長をねがって、この連合子供会がますます発展するよう温かく見守りましょう。

市役所の執務時間が変わります

三月一日から、市役所の執務時間が次のように変わります。

執務時間　本庁と出張所
平　日　午前九時から午後五時まで
土曜日　午前九時から午後〇時四十五分まで

平日の休憩時間は正午から四十五分間です。ただし、土曜日の休憩時間はありません。

市の人口	
人口	136,794
男	69,122
女	67,672
世帯主	34,438

38.1 1

人権擁護相談

人権を侵されてお困りの方はご遠慮なくご相談におこし下さい。
とき　二月二十日午後二時
ところ　市役所相談室
相談の秘密は固く守ります。

愛の献血運動に
ご協力下さい。
日本赤十字社

固定資産税の台帳

ごらんください

税務課では三月一日から二十日までの間、土地、家屋、機械器具などの評価額を書き入れた課税台帳をみなさんにご覧いただきます。三十七年中に地目の変更、家屋の新築、増築や損壊など特別の事情のあったときは、基準にもとづいて新たに価額が決定されています。そのほかは昨年の価額が据え置かれています。異動で前年度と価額が変ったもので、適正な時価として高すぎると思われる方は、三月三十日までに固定資産評価審査委員会へ審査の申出をすることができます。価額の据え置かれたものは審査の申出をすることができません。固定資産についてご不審な点は税務課でお問合わせ下さい。

＝＝3月1日～20日＝＝

今年の寒波は特にきびしく、市内でも各地で水道管、給水栓、コンクリート栓柱が凍結して破裂事故がおこっています。市水道局にも、このため修理申込みが殺到しますが、手が回りかねることもありますので、事故を未然に防ぐために、次のことにご協力くださるようにお願いします。

こうすれば防げます

○屋外に露出しているパイプ、コンクリート栓柱などは、ボロ切れ、アラナワなどで保温してください。この場合、保温物に水が浸みていますとかえって凍結しますのでビニールで濡れないようにしてください。

○水道管が破裂したときは、止水栓（量水器の前の宅地内、または道路面の丸い鉄蓋の中）を右へ廻して一時水を止めて、水道局か水道公認業者に連絡してください。止水栓が不明の場合は破損カ所に古いチューブをさいて巻きつけ針金でくくるかビニールテープを十分に巻きつけて応急措置をしてから連絡してください。

○凍結のために水が出ないときはパイプ、給水栓、コンクリート栓柱に決して熱湯をかけないでぬるま湯で除々にとかすようにして下さい。

1月23日から

迷惑防止条例発効

なくそう違反者

迷惑行為の一掃へ

常日ごろ、わたしたちが街を歩いたり、車に乗っていて不穏当な行為や言葉に接して不安を覚えることが少なくありません。こうした迷惑な行為は私たちの街から一日も早く一掃しなければなりません。このため昨年から防犯協議会などで、街ぐるみの積極的な運動がつづけられてきましたが、去る一月二十三日、暴力的迷惑行為防止条例が定められ、この条例に違反したときは、六ヵ月以下の懲役または二万円以下の罰金がかせられ、法的にも徹底した街ダニの清掃運動が行なわれることになりました。

この条例の取締りの対象となるものは、次のような行為です。

乱暴な行為

△路上や電車の中などで、婦人をはずかしめたり下劣なことをいったりすること。

△多数でうろついたり、たむろして、人にいいがかりをつけたりすごんだりすること。

△お祭りや催物のある場所で、人を押しのけたり、物を投げたり混乱させるような行為をすること。

不当な販売行為

△道端や広場で物を売るとき、乱暴なことをいったり、乱暴な身振りをすること。

△道路上などで、承諾のないことをしたといって、場所代やその行為の対価を要求すること。

不当な客引行為

△道路や広場で、わいせつなものを見せるためや、売春行為をするために、しつような客引をしたり、客待ちをすること。

そのほかの禁止行為

▽泳いでいる人や、手こぎボートの側に、モーター・ボートを走らせたり急回転して、危険を覚えさせるような行為をすること。

▽客が遊戯場などで受けた景品を買い集めること。

▽乗車券や観覧券を転売したり、転売するために買ったりすること。

▽列車、電車の座席を占め、場所代をとって人に与えること。

このような違反者を見付けられたときは、近くの警察署から派出所、駐在所にすぐ届け、私たちの住む街から迷惑行為をなくし、明るい街づくりにつとめ安心して毎日が送られるよう、みなさんのご協力をお願いします。

お早く申込みを

保育児童の入所受付

児童の母親が日中居宅外で労働している家庭や、母親が死亡し家庭で児童の保育ができない場合、そのほかやむを得ない事情によって児童の保育に当ることができないような家庭は、入所希望の保育所または福祉事務所までご相談においで下さい。

なお、保育所入所のときは、収容定員がありますのでお断りする場合もありますので早くお申込み下さい。

市立西郷保育所　末広町一の四五
市立西郡保育所　幸町六の二四
市立亀井保育所　亀井五六八
隣保館保育所　南本町三の二七
志紀保育園　田井中四二八

四千三百余口に

火災共済制度

昨年九月、大阪市民共済組合に正式加入が認可され、翌十月から申込受付を始めた当市の火災共済契約は、みなさんのご協力で、一月末現在千六百二十一人、四千三百七十七口にのぼり、加入率四・七%強の成績を納めています。

契約口数

この事業は、市民の相互扶助によって不慮の火災による損失を救済し合うためのもので、掛金も一般の住居専用の家なら、年額千円（五口）で五十万円の保証がえられることになっています。共済金（建物、動産焼失の場合）の給付も、早ければ翌日、遅くとも一週間以内に受けられ、保証額まで、実際に焼失したものの、対価がもらえるというものです。

掛金の額については、建物の構造や用途によって異なりますのでお申込みのときは、すでにお渡しした説明書をよく読んで、近くの自治振興委員さん宅で手続きをしてください。

募金八十八万円

歳末助け合い運動

昨年末市社協事業の一環として行なわれた歳末助け合い運動は、日赤奉仕団、婦人団体連絡議会、民生委員協議会など各種団体のご協力を得て、市民のみなさんから寄せられた募金は八十七万九千七百十三円の募金をいただきました。この温い見舞金品を、市内の生活困窮世帯長期入院患者等に贈り、ささやかながら明るい正月を迎えていただきました。みなさま方の御協力に深く感謝申し上げます。

桂町に市立隣保館

一月二十二日から開館

市民の集会所、情操教育の場として、待望久しかった市立隣保館が、旧西郡小学校跡（桂町二丁目）に、去る一月二十二日に完成、同日午前十時から竣工式が行なわれました。

このあと五日間、隣保館祭りが行なわれ、図画、書道、生花などの展示会や映画会が催されました。

同館は昨年六月に着工、総工費約十三百万円を投じて建設されたもので、鉄筋二階建敷地面積九百九十平方㍍、一階は会議室、図書室、和室、事務室があり、二階はロビー、相談室、集会室があります。

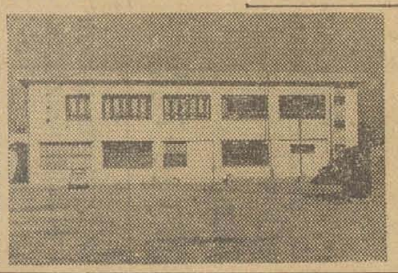

できあがった市立隣保館＝桂町

いこいの家など協議

第七回大阪・八尾行政協定

去る二月七日八尾商工会議所で午前十一時から、第七回の大阪・八尾両市行政協議会が開かれ、近く着工されるいこいの家建設問題などが協議されました。

この会合で、近く大畑山に建設が予定されている「いこいの家」について経過の報告と共に、今後の見通しなどが協議されたほか、市バス乗入れ、大阪市と八尾市を結ぶ道路、工場誘致問題などの打合わせが行なわれました。このあと両市の委員は八尾飛行場に向い、両市の都市発展に見合う当市の土地資源の開発と、今後の両市の行協定の実をあげるよう空からの視察が行なわれました。

火事のない街に

まず火の用心を

春の全国火災予防運動

春は空気が乾燥し、風の強い日が多くなりますので、タバコ、マッチ、火の粉などの小さな火気も火事のもとになりやすく、また、一たん火事が起ると燃えひろがりが早く、大火になる危険が大きくなります。

一方、人々の生活は暖かくなるにつれて火気の取扱いがおろそかになり勝ちであり、家を留守にすることが多くなりますので、火に対する細かい配慮を、日常生活の一つ一つに習慣づけていただくために次のことがらにご注意の上、火災予防にご協力下さい。

◎火や電気、石油などの熱器具を無計画に使っていますと火事という大きな災害をおこします。

◎正しい防火管理とは、火の正しい使用と安全な環境をつくることです。

火や電気の正しい使い方

①良い器具をえらぶこと
②器具や燃料の用途を間違えないようにすること
③器具はいつも整備しておくこと
④火や電気器具は、使ったあと始末を確めること
⑤正しい喫煙をすること
⑥特に子供さんの火あそびに注意を

安全な環境とは

①火元にもえやすいものを置かないこと。
②火事が起ったとき、ボヤのうちに消し止められるよう平素の備えを十分にすること。
③避難設備が整い、はやく、確実に避難できるようにし、常に整理整とんが大切です。

市消防本部では、春の全国火災予防運動週間中に次のような行事を行ないます。

○公衆集合場と公衆の出入りする場所の立入検査
○住宅の防火診断と工場などの立入と検査
○車両の火災予防運動
○消防車で火災予防講演と巡行宣伝
○各種の視覚宣伝
○学校の消火と避難訓練

「火事や救急」を知らせるときは

まず場所をはっきりといって下さい。そして、あわてず落ちついて火事がおこっている場所と、目標になる建物をつげてください。また、わかっていれば「何が燃えているか」をつけ加えてお知らせ下さい。

○救急事故のときは、火事のときと同じように場所とどうした事故（傷病）か、また、患者は何人かをお知らせ下さい。なお、「わかりにくい場所」や「屋内」での事故のときは外へ出て救急車に合図をして下さい。

一一九番の電話

この電話は、火事と救急を知らせる電話で、火事救急についての問い合わせなどには使えません。

問い合わせは、市消防署、二局二二八一番、二局二二八二番大阪㊐二六〇〇番へおかけ下さい。

また、一一九番は一たん消防署につながると、消防署の方で切らない限り、相手方の電話も切れない装置になっています。これは場所や火災の状況をたしかめるほか、いたずらを防ぐためです。

国民年金

みんなの掲示板

国民年金―せっかく国民年金手帳をお持ちになっていても、保険料を納めないと老後といわず、ご不幸のあったとき年金をうけることができません。ぜひ掛金を納めるように心掛けましょう。

今月の出張検認と印紙の売さばきは次の日程で行ないます。（時間はいずれも午後一時半から四時まで）

なお、国民年金についてのお問合せは市民課にお願いします。

十八日山本球場、山本営団集会所
十九日大阪ガス住宅集会所、松村幸太郎氏宅
二十日渋川神社、常行院、聞光寺
二十一日萱振住宅集会所、恵光寺
二十二日白鳩幼稚園、本町会館、大窪青年会場
二十三日中野青年会場、上ノ島消防屯所、万願寺青年会場、楽音寺青年会場、神立青年会場
二十五日跡部青年会場、西郡青年会場
二十六日太田八幡宮、木ノ本光蓮寺
二十七日森川天理教、亀井青年会場
二十八日井上昌治氏宅、三和幼稚園

養老院へ寄付　いつもながらのご芳志感謝いたします。（敬称略）

寄付金―五百円他衣類＝志紀北住宅（とく名）、千円＝藤井聖量、三百円（七回目）、千円＝堀内八重子、五百円（十四回目）市職員とく名

寄付物品―長尾時次郎、大宮パッキンケース

慰問―八尾市未亡人会大平わかほか

立候補予定者説明会―来る四月に行なわれる地方選挙の立候補予定者のために、選挙事務説明会を三月二十六日午後一時から、市民ホールで行なう予定です

地方選挙の手引―自治省選挙局編集の地方選挙の手引をおわけします。購入ご希望の方は市選挙管理委員会事務局（市役所四階）にお越しください。

大正診談所のご利用を＝昨年末から一時休診をしていましたが、去る一月二十九日から、平常通り（午前九時から午後八時まで）診療を始めていますのでご利用下さい。診療科目は、内科、小児科、呼吸器科、外科、レントゲン科。

欧米八カ国をめぐって

八尾市長　脇田幾松

川が交通の主要道路に

バンコック

バンコックでは川が唯一の交通機関で、メナン河が大通りになっています。そして、網の目のように汚ない濁った流れが続き、水上市場が賑っていました。

一行は、市役所を訪れ市長と会ったが、一時間足らずで市内を案内され、立流な寺や古い民家をみました。小学生がみんな揃って寺院の前で拝んでいるのは感心で信仰の深さを示しています。商店街では華僑の勢力が強く、街を行き交う三輪タクシーが非常に多い。少し都心からはなれると、水牛が至るところで目につき、原始時代のような足踏み式のはたおり機を動かしている婦人もみられました。

まず目につく貧富の差

港香

七・八階建の難民アパートは、香港島の中心部と異なり一種のスラム街をつくっています。ここでは四畳半に六人というのが最も好条件で住んでいるとのことで、建物の窓には数えきれない干物でうまっていました。そして素足の子供たちが、まるで砂糖にむらがるアリのように寄り合って遊んでいるのには、全くあぜんとしました。今までにこんな街はみょうにもみられなかった光景だけにいろいろと観察し、教えられることが多くありました。

貴重な体験を市政運営に努力

この海外視察によってえた、貴重な資料はこれからの八尾市政に大いに反映させるため努力をつづけたいと考えています。

最後に、私の欧米都市視察に心からご援助下さいました市民各位に厚くお礼を申し上げますと共に、住みよい、明るい街づくりに今後ともご協力賜わりますようお願い申し上げます。

清掃作業員を募集しています

市人事課では、次の通り清掃作業員を募集していますので、ご希望の方は二月二十六日までに履歴書をもっておいで下さい。

資格　中学校卒業程度の男子十七歳以上四十五歳まで

国民健康保険税

最終納期は2月25日です

国保制度が実施されて早やくも三年半を経過しましたが、医療機関の利用とともに保険税の納税も日増しに上昇してきました。今後とも一層のご理解あるご協力をお願いします。今年度の最終納期は来る二月二十五日です。期限までに必ず納税されるよう願います。

公園

この欄は、市民相談室でお受けした相談の中から一般的な内容をもつものをとり上げ、市政のあらましを知っていただくための市政の窓です。相談室では市民の皆さんの市政に対する声をお待ちしています。◇

ゴミ回収にオルゴールを

問い＝最近ゴミ箱を木製のものからふた付のポリバケツに変えている家庭が多くなりましたが差難を恐れて家の中へ入れている家庭があるのでゴミ回収にもれることがあります。

このようなことをなくするためにゴミ回収に来たときにカネかマイクでオルゴールを鳴らすとか何か合図をするようにしてください。

答え＝ゴミ回収時の合図につきましては現在当課でも色々と検討中です。お申し出のカネにつきましては豆腐行商人と間違えやすい点に問題があります。オルゴールをマイクで流す方法はすでに神戸市の清掃局で使われ、好評のようですが、同市の使用しているアンプが現在入手不能ですのでそれを改良中です。これが完成すればご希望にそえるものと思いますのでいましばらくごしんぼうください。（衛生課）

ホールのイスの改良を

問い、市民ホールの客席のイスは少さな子供にとって危険なイスで先日もある会合でホールへ行ったところ、二歳位の子供が腰を深くかけたためにイスの間から落ちたのを見ました。子を持つ親は市民ホールでの集会の時は心配でたまりません。何とかしっかりしたイスに変えてもらえないでしょうか。

答え＝この問題については係としても大変気をつかっています。市民ホールご使用の際はそのつど注意していただくようにお願いしています。当ホールはイスを並べて使用する場合のほかイスを除いて使用する場合も兼ねており、そのために簡単な移動式折たたみイスになっています。このイスを固定したイスにすればホールとして使用できず、使用が限られますし、現在のイスを変える事は財政上不可能ですので、今後とも子供さん連れの場合は十分気をつけて下さいますようお願いします。

第21号

この「議会だより」は、議会が開かれたとき「八尾市時報」の付録として、全世帯へお届けするものです。

（編集）八尾議会だより編集委員会
（委員）田中恒太郎、平田　庄治、当内富三郎
谷口　安吉、山脇　悦司、阿尾　彰

議会だより

請願と陳情（10～1月）

1、商店街再開発振興へ支援方要望＝八尾市商店会連合会長
2、校庭周囲金網造設について＝安中小P・T・A会長ほか
3、昭和38年度補助金増額申請について＝商工会議所会頭
4、退職手当通算条例制定に関する陳情＝大阪府衛星都市立高等学校会長（清友高校長）
5、昭和38年度補助金増額申請について＝老人クラブ連合会長
6、校舎増築について＝高安中PTA会長

市議定数問題　市民との懇談会開く

昨年の夏ごろから全国的に、地方議員の定数削減の市民運動が起っています。当市でも、自治振興委員会や婦人会の方々が、この問題に対して関心を寄せられ、自治振興委員会では、昨年十一月、「アンケート」による市民の意見を集められて、その結果を市と議会に報告されました。こうしたさ中にあって、ちょうど十二月定例市会が開かれ、協議した結果、「市議会議員定数問題調査特別委員会」を議会内に設置し、この問題についての調査と協議を行なう一方去る一月十一日から市内三カ所で市民代表との懇談会を開いて、市民のナマの声を直接きくなど、きわめて活発な調査活動を行なっていますが、二十八日の市議会全員協議会で、いままでの経過が中間報告されました。委員会報告のあらましは次のとおりです。

減員は民主政治に逆行
現状維持　削減
アンケートを重視せよ

市議会議員定数問題調査特別委員会は、ただちに第一回の委員会を、旧ろう十二月二十四日午前十時から議長応接室で開き、「今後の調査の進め方」を協議しました。まず、委員会は、「この問題がなぜ各地で起るか」、その原因について、真剣に協議を重ねました。その結果、「市民感情としては、経費の節約や議員の質の向上が考えられるが、一番大きな理由は、市会議員は、われわれ市民の代表だといっているが、一体何をしているんだ」といった、いわゆる議員全体に対する不信感が、こうした「地方議員の削減運動」となったことがあげられました。そこで、「この不信感をなくすためには、一体どうすればよいか」を協議の結果、まず「全員がそれぞれの立場で自己批判し、個人個人の反省が、不信をなくすことになるのではないか」との結論が出ました。

次に、「アンケート」の取扱いについて協議されましたが、この「アンケート」は、「世帯単位の調査であり、しかも、約一万枚にも上る未回収のものがあるので、六七%の削減の声が、市内有権者のすべての意思とは考えられない」との結論となりました。従って、「アンケートの結果は、尊重すべきだが、その答えは答えとして、まず、特別委員が市民と直接会う懇談会を開いて、市民のナマの声をきき、今後の調査と審議の一助とする」ことを申し合せ、市内の九中学校区を三ブロックに分け、その地区在住の各種団体の代表者二百二十二名に、出席方を要請しました。

こうして市民代表者との懇談会は、一月十一、十八、二十二日の三日間開かれました。この懇談会の結果については、すでに新聞紙上で、速報されていますので、市民のみなさんは、ご存じのことと思いますが発言者の意見を集約すれば、次のようになります。

▽現状維持の意見

①定数削減は一種の流行である民主政治は、市政の末端まで民意を反映することが必要で、より多くの議員によって、政治が行なわれるべきである。減員は民主政治の逆行となり議員数が多いよりも、少ないほうが経費が少なくてすむという、算術的な単純な考え方で政治を見るべきではない。

②減員という最近の風潮によって、市政の重要ポストの定数が、かんたんに決められては、市民としてはなはだ遺憾であり、もっと慎重に考えられるべきである。アンケートは、はじめから削減を目標とする人たちの手でとられているようである。定数は現状でよい。

③議員定戦は、法治国として認められた最大数を堅持すべきだ。数字的にみれば、当市の議員一人あたりの人口・面積などは、府下平均数よりはるかに高い。また、人口の伸びを考えると、もっと増員してもよい。減員は、議員を過労にし、市民間の距離が大きくなる。

第二回懇談会会場（竜華中）

市民のみなさんの選挙によって選ばれた市議会議員は、議会でどのようにして、市政に参画し、働らいているのでしょうか。この機会に、議会の組織、市民とのつながりについて、かんたんにのべてみたいと思います。

議会のしごと

1、議会の組織

八尾市議会の議員定数は三十六名（三名欠員）で、市内に住む満二十歳以上の男女有権者によって選挙され、その議員の中から選ばれた議長、副議長、常任委員と、議長の任命した事務局長以下十名の市職員で組織されています。

2、市民とのつながり

市民のみなさんが市政に参加できるのは、選挙だけではありません。いつでも直接市政に参加して暮しよい、明かるい「私たちの町」をつくる権利が認められています。

（1）請願や陳情―市民は誰でも、議会に請願や陳情をすることができます。出された請願や陳情は、それぞれの担当委員会で審査され、適当と認められたものは市長や教育委員会などの執行機関で、具体化に努力されます。

（2）議会の傍聴―議会は定例会（年四回）と臨時会があり、市民は、議会を傍聴することができます。

「市政相談所」をご利用下さい

明かるい、暮しよい八尾市をつくるために、市議会では、市政相談所を設けています。市民のみなさんのご意見を直接おききし、議会を通じて、実現できるよう、たえず努力しています。市政に関するご意見は、どんなことでもお気がるに、一応ご相談下さい。市政相談所は、市議会議員の自宅か事務所に設けてあります。

一億二千万円追加
一般会計第三次補正

昭和三十七年度一般会計第三次追加更正予算は、十二月市会で可決されましたが、今回の補正は人件費の追加を中心に、道路舗装費、河川改修工事費、じんあい焼却場用地造成事業費など合計一億二千三百八十五万一千円を追加し、予算総額は十五億五千八百十二万三千四百五十二円となりました。

第七次町名地番を改正
追加予算など38件審議

昭和三十七年最後の十二月定例市会は、十二月十五日から二十一日まで七日間の会期で開かれ、一般会計第三次追加更正予算、三十六年度各種経済決算、第七次町名地番改正案など各議案を審議しました。このうち三十六年度各種経済決算は決算審査特別委員会を設置して閉会中の継続審査としたほかは、いずれも原案どおり可決、承認しました。

また、議員の定数問題を調査する議員定数問題調査特別委員会も設けられ、閉会中、本問題を調査することになりました。

十二月定例市会

本会議第一日

十五日午後三時十分開会。まず会期を二十一日までの七日間と決めたあと、九月市会から閉会中の継続審査となっていた三十六年度上水道事業決算の審査経過について、川村建設副委員長から報告があり、原案を認定しました。

つづいて各議案を順次上程、それぞれ担当課長から説明を求め、市立高校の定員増、国保税減免、同税の課税方式、教職員組合の諸要求、市有財産の処分、などの問題について質疑を重ねたのち、一部即決を除いて、各議案を関係常任委員会へ付託しました。

また、大和川右岸水防事務組合議会議員に中沢、平田（庄）両議員と市長推せんの平岡末吉、辻井幾太郎両氏をそれぞれ選びました。

最後に議員から提出された「市議会議員定数問題調査特別委員会設置の件」を審議の結果、これを可決、同委員会は問題解決まで閉会中継続審査することになりました。なお、委員長に松村議員、副委員長に衣田議員、委員に平田（正）、大川、斎藤、川村、阿尾長沢、田中（喜）の各議員を選任し、同九時三十三分散会しました。

本会議第二日

二十一日午後二時四十八分から開かれ、はじめに付託議案審査の経過と結果について平田（庄）文教産業、衣田厚生、当内建設、阿尾総務の各常任委員長から、それぞれ報告がありました。そのあと順次各議案を採決、いずれも原案を承認、可決しました。

つづいて昭和三十六年度各種経済決算認定の件九件を一括上程、吉田収入役から説明が行なわれたあと、決算審査特別委員会を設けて、同委員会が閉会中継続審査することになりました。なお、正副委員長に中西、小林、委員に田中（恒）、松村、畑中、貴島、隅田山脇、各議員を選びました。

引きつづき追加提出された「市職員団体の行う交渉に関する条例中一部改正の件」を上程、斎藤議員（革新ク）から反対討論、阿尾議員（市政会）から賛成討論が行なわれたあと採決の結果、賛成多数で原案可決されました。

最後に、同じく追加提出された「都道府県民税軽減に関する意見書提出の件」を上程、全会一致原案を可決して、同七時十五分十二月納め市会を終りました。

トップは学校と道路問題
陳情と請願・去年は34件

昭和三十七年中に市議会に提出された請願と陳情書の数は、合計三十四件（うち請願三件）で、このうち三十件が担当の委員会で審査されました。陳情の一番多かった問題は、校舎増築など学校施設の改善と道路の維持修繕や舗装問題がそれぞれ六件で、全体のトップを占め、その次に補助金と出張所に関する要望が三件ずつあって、し尿汲取やゴミの集収に関する陳情は二件となっています。このほか、慰霊塔二件、町名変更、市場、ガス、入札保証金撤廃などに関する要望がありました。委員会別の審査件数は次のとおりです。

総務＝四、建設＝十一、文教産業＝九、厚生＝四、市勢調査＝一、ガス電話対策＝一、計三十

行政視察来訪市（11―1月）

11月6日＝立川市（九名、ごみ・し尿処理・商業振興対策）▼15日＝小田原市（四名、し尿処理）▼28日＝松江市（四名、同）▼30日＝富士宮市（三名、事務改善）▼12月3日＝加須市・騎西町＝埼玉県＝（十三名、し尿処理）▼泉大津市（五名、議員定数）▼6日＝岩国市（二名、し尿処理）▼1月16日＝赤穂市（六名、同、窓口事務改善）

第七次町名地番を改正
追加予算など38件審議

昭和三十七年最後の十二月定例市会は、十二月十五日から二十一日まで七日間の会期で開かれ、一般会計第三次追加更正予算、三十六年度各種経済決算、第七次町名地番改正案など各議案を審議しました。このうち三十六年度各種経済決算は決算審査特別委員会を設置して閉会中の継続審査としたほかは、いずれも原案どおり可決、承認しました。

また、議員の定数問題を調査する議員定数問題調査特別委員会も設けられ、閉会中、本問題を調査することになりました。

十二月定例市会

本会議第一日

十五日午後三時十分開会。まず会期を二十一日までの七日間と決めたあと、九月市会から閉会中の継続審査となっていた三十六年度上水道事業決算の審査経過について、川村建設副委員長から報告があり、原案を認定しました。

つづいて各議案を順次上程、それぞれ担当課長から説明を求め、市立高校の定員増、国保税減免、同税の課税方式、教職員組合の諸要求、市有財産の処分、などの問題について質疑を重ねたのち、一部即決を除いて、各議案を関係常任委員会へ付託しました。

また、大和川右岸水防事務組合議会議員に中沢、平田（庄）両議員と市長推せんの平岡末吉、辻井幾太郎両氏をそれぞれ選びました。

最後に議員から提出された「市議会議員定数問題調査特別委員会設置の件」を審議の結果、これを可決、同委員会は問題解決まで閉会中継続審査することになりました。なお、委員長に松村議員、副委員長に衣田議員、委員に平田（正）、大川、斎藤、川村、阿尾長沢、田中（喜）の各議員を選任し、同九時三十三分散会しました。

本会議第二日

二十一日午後二時四十八分から開かれ、はじめに付託議案審査の経過と結果について平田（庄）文教産業、衣田厚生、当内建設、阿尾総務の各常任委員長から、それぞれ報告がありました。そのあと順次各議案を採決、いずれも原案を承認、可決しました。

つづいて昭和三十六年度各種経済決算認定の件九件を一括上程、吉田収入役から説明が行なわれたあと、決算審査特別委員会を設けて、同委員会が閉会中継続審査することになりました。なお、正副委員長に中西、小林、委員に田中（恒）、松村、畑中、貴島、隅田山脇、各議員を選びました。

引きつづき追加提出された「市職員団体の行う交渉に関する条例中一部改正の件」を上程、斎藤議員（革新ク）から反対討論、阿尾議員（市政会）から賛成討論が行なわれたあと採決の結果、賛成多数で原案可決されました。

最後に、同じく追加提出された「都道府県民税軽減に関する意見書提出の件」を上程、全会一致原案を可決して、同七時十五分十二月納め市会を終りました。

行政視察来訪市（11―1月）

11月6日＝立川市（九名、ごみ・し尿処理・商業振興対策）▼15日＝小田原市（四名、し尿処理）▼28日＝松江市（四名、同）▼30日＝富士宮市（三名、事務改善）▼12月3日＝加須市・騎西町＝埼玉県＝（十三名、し尿処理）▼泉大津市（五名、議員定数）▼6日＝岩国市（二名、し尿処理）▼1月16日＝赤穂市（六名、同、窓口事務改善）

一億二千万円追加
一般会計第三次補正

昭和三十七年度一般会計第三次追加更正予算は、十二月市会で可決されましたが、今回の補正は人件費の追加を中心に、道路舗装費、河川改修工事費、じんあい焼却場用地造成事業費など合計一億二千三百八十五万一千円を追加し、予算総額は十五億五千八百十二万三千四百五十二円となりました。

ぎかい日誌

（一月）

▼1日市営競輪（6日まで）▼4日ご用始め、大阪市消防出初式▼5日年賀交礼会、商工会議所年賀交礼会▼7日府警年頭視閲、消防分団長会議、民生委員会総会▼10日八尾市消防出初式▼11日議員定数問題懇談会打合せ、同懇談会、同委員会▼13日高槻市制20周年記念式典▼14日知事と各市議長との懇談会▼15日成人式、大阪市成人式▼17日行政協力委員長ら大阪市交通局訪問▼18日近畿市議長会理事会、公民館運営審議会、議員定数問題懇談会（第二回）▼19日市道八尾表町線開通式▼20日中部市議長会▼21日決算審査委員会、厚生委員懇談会▼22日市立隣保館落成式、議員定数問題懇談会（第三回）同委員会、保健所公衆衛生協力会総会▼24日大和川右岸水防事務組合議会▼26日行政協力協議会打合せ▼28日決算委員会、常任正副委員長会、全員協議会▼29日決算委員会、交通対策委員長近鉄へ陳情▼30日編集委員会▼31日国保運営協議会陳情上京。

委員会の経過報告

総務

まず議案第116号を審査しました。本件は来年度の高校入学希望者の激増に備えて、市立清友高校の定員増をはかるために行なっている同校の増築工事費の本年度分に対し、一千九〇〇万円を府から借入れるために行なった専決処分について、議会の承認を受けるため提案されたもので、委員会はこの措置を異議なく承認しました。

つぎに、議案第128号を審査しました。本件は法の改正にともない、本市の市営競輪開催に関する従来の市条例を整理して、新しく八尾市自転車競走実施条例として制定するために、提案されたもので、委員会は新旧条例の相違点をただすとともに、この新条例によって今後の本市競輪が円滑に運営されるよう希望し、異議なく原案を承認しました。

つぎに、議案第130号ですが、本件は、このたび印鑑行政の重要性に鑑み、印鑑登録事務、印鑑証明事務の適正化をはかるため、従来の市条例を整備し、新しい印鑑条例として制定するため提案されたものです。委員会は、この新条例の施行により、実際面において起り得ると想定される点を列挙し、これに対する担当課長の事務取扱い上の所信をただしましたが、いずれも明快な答弁があったので、承認するに決しました。

つぎに、議案第139号の審査を行ないました。本件は、国鉄志紀駅前の市有地六四九・四三平方㍍を九八二万二千五〇〇円で売却するために提案されたものです。委員会は、最近市有地を買受けた相手方が契約事項を守らず、支払いなども引き伸ばしをはかる傾向が見受けられるので、かかることのないよう注意するよう希望を付し本件を承認しました。

つぎに、議案第141号ですが、本件は、市職員の日帰り出張旅費のうち、隣接市町村に出張する場合の日当を五十円から百円に改訂するために提案されたもので、他都市の例からみても適正なものと認め、異議なく承認しました。

つぎに議案第137号上代地区開発事業費の追加予算と議案第138号、国民年金会計の追加予算も合せて審査しましたが、両件とも職員の給与改訂にともなう追加が主なる内容であり、異議なく承認しました。

つぎに試案第133号一般会計第三次追加更正予算の審査を行ないました。委員会の質疑のうち主なるものは、①消防団費が大幅に増額されたのはなぜか。②国民年金会計への繰出金が二百万円をこえているが、どの程度を限度としているのか、などです。これに対して理事者より「消防団費が大幅に増えたのは、最近火事の大小にかかるず消防団が出動することになり、出動回数が増加したためである。国民年金事務については、全額国庫負担が建前であるので、別に繰出金の限度は考えていない。ただ国庫支出金があまりにも少額なるがために、やむを得ず市費を持ち出している」との発言がありました。なお本予算に関連して委員会は、①労働会館の管理上の事務系統が複雑であるので、これを統一して円滑な運営をはかること。②教職員に支給する研修費の出し方を明確なる根拠に基き、スッキリした形で行なうこと。③現在市理事者と職員組合の団体交渉のあり方をみると、時間のとりきめがなく無制限に行なわれるため不必要な摩擦を起し、市の正常な業務の運営が阻害されている傾向にある。従ってこの団体交渉に関する条例の速かなる改正を行ない今後の団交が正常な形で行われるよう努力されたいなどの希望意見を付し本件も承認しました。

市職組の団体交渉に規制
新印鑑条例制定を承認

建設

議案第117号は公共下水道の工事請負契約で、工事に急を要したため、市長が専決処分を行なったもので、契約の内容等細部について審査するとともに、本件に関連する下水道事業の進捗状況と今後の見通しについて質しました。これについて35年以降、現在までの三カ年で事業費約五千万円、延長約七八〇㍍の下水管を布設したが、総延長四万八千㍍の下水管の布設のためには、約五億円相当の事業費が必要で、38年度からは予算を大巾に増額して実施していきたい。また都市排水についても公共下水道の進行とともに、全市域を対象に検討していくとの理事者の答弁があり、了承しました。

議案第131号は、市営住宅管理条例中一部改正の件で、この審査に当ってとくに問題となったのは、公募を行なわずに入居さすことは現在住宅難で困っている市民の公募による入居が規制される点と、災害による住宅の滅失の場合の災害の基準及び被災者に対する入居対策について質問を行ないました。これについて理事者から公募を行なわずに入居させることのできるのは、第四条の二に規定する三項に該当する事件が発生したときに限り適用するが、大きな災害を受けた場合は、救助法の適用を受けると思うので、その他災害により入居する家がなくなったもので八尾市域内の居住者を優先的に入居さすのを建前とし、災害の基準は災害救助法と市の規則を設けて運用していく。二項は改良住宅を市営住宅として管理するもので、三項についても都市計画事業等の市の目的のために、家屋を[illegible]さす場合、立ち退き補償等からむので、実際に入居を希望するか否かは疑問だが、いずれにしてもこれらの人を救済しなければならないとの答弁があり、委員会はこれら諸問題の解決策は、より多くの住宅を建設することで、来年度からは一戸でも多くの住宅建設を要望し、了承しました。

公共下水道の完成
住宅条例の一部を改正

議案第133号は、一般会計の追加更正予算中の関係分で、この審査に当って、とくに問題となったのは、道路舗装事業費で今回のほとんが府道の舗装分担金で、この負担の法的根拠と、市道も府道と同程度の舗装事業費を計上し、執行すべきだとの質問に対して、土木課長から府道舗装の市分担は、道路法の規定に基いて実施されており、実際には府下各市とも競争で府道の舗装促進を行なっているのが現状で、小規模な市は分担金の支出が困難で舗装を辞退している市もあるとの答弁があり、委員会は、この負担制度は好ましくないので全額府負担による実施について、市長会も強力に運動を展開するよう要望し、その他住宅、道路問題等細部について審査し、本件を了承しました。

議案第135号は、特別会計上水道事業の追加更正予算で、今回の収益的収入の補正額は千五百二十万五千円で、収益的支出の補正額は二千三百七十二万千七百十七円資本的支出は三百九十四万六千四百七十二円の減額でこの審査に当り、資本的支出の新営改良費を減額した理由について質問しました。

これについて、担当課長から新営改良費の減額は、材料費と外註請負費で当初水源地工事に予定した金額より、設計変更、経費節減によって二百八十八万円の減額になったが、他の節で補正したため百八十八万円の減額になったとの答弁があり、その他細部について審査した結果了承しました。

文教産業

まず、議案第132号「八尾市高等学校条例中一部改正の件」は、市立清友高校の生徒の定員を、今年四月の新学期から、一学年二百名を三百名に増員し、三年後には全学年を通じて、現在の定員六百名を九百名に増員できるよう、収容数の増加をはかろうとするものです。これは、三十八年度から全国的に高校進学希望者が急増し、府下各公立高校では、現在の校舎に新校舎を増築して学級数を増やすとともに、昨年度から府下で十一校の公立高校を新設して、進学希望者の入学率の増高に努力しています。本市でも国や府教育委員会に協力、同校の生徒定員の増加をはかるため今回提案されました。

委員会としては「この措置は、高校志願者の入学難緩和のためぜひ必要であり、少しでも多くの市民が、少しでも安い学資で教育を受けられることは、それだけ市民の教養を高め、立派な社会人を育成することにもなる」ので大いに賛意を表したい。しかし①「先生の配慮や校舎および各種設備など新入生の受入れ態勢が十分整っているかどうか」②本会議で質問があった「同校の男女共学問題および市内に住む生徒の同校への入学をよくする問題」について理事者の見解をただし、いろいろ討議が行なわれました。まず、①については、関係者から「本市では、三十七年度の予算市会で、同校の校舎増築予算が承認され、現在工事が着々と進んでいる。新学期までには、普通、特別各三教室の増築工事が完成するので、受入れは十分できる見通しだ」との答弁がありました。また、②については、男女共学を行なうための第一要件として、敷地が狭く、共学にふさわしい校舎その他の設備がない。第二に、私立高校時代に、移管後も引続き女子高校として、存続させるとのとりきめがされているので、共学をいま早急に実施することは困難との結論になりました。次に「市内生徒の入学率を高める問題」は、理想論として賛成であるが、教育上市民だけを優先入学の形で取扱うことは、入試による選抜方法を採用している公立高校として、事実上困難ではないかと思われ、要は、先生や、父兄が成績の良い多数の女生徒を同校へ推せんされるよう、また、進学者が進んで同校を受験されるよう関係者の協力が必要との一応の結論が出ました。なお、この問題については、今後の研究課題としこの議案の原案可決を適当と認めました。

次に、議案第133号「一般会計第三次歳入歳出追加更正予算」のうち委員会の所管予算を審査しました。

今回追加された予算は、職員の給与改訂による人件費をはじめ、旅費条例改正による不足分義務教育各校の台帳整備費並びに指導研修費などで、必要やむを得ないものとして原案を承認しました。

一学年を三百名に
清友高校 新学期から定員増

下水道工事進む

総工費三億九千九百万円の予算をもって、35年12月から第一期工事として実施されて以来、用和小学校の前まで約七百㍍の下水管を布設し、現在では蓋振の末端に函渠の築造工事を行なっています。この公共下水道事業は、最近の社会情勢下にあって、その重要性が叫ばれ、その完成が待たれていますが、建設委員会も本下水道築造工事の促進に拍車をかけるため、抜本的な対策の樹立により、来年度からは重点的に本事業の執行を要望しています。＝写真は二百㍍管を布設中の工事現場

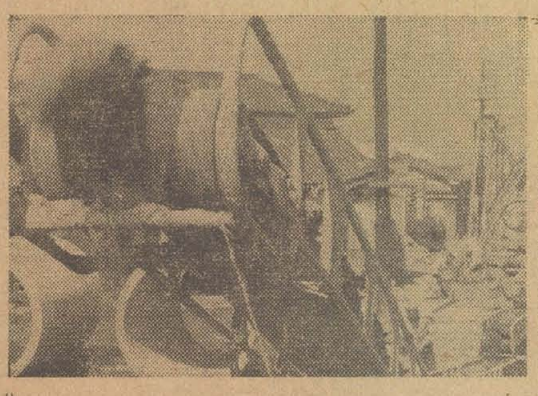

厚生

議案第129号「八尾市立隣保館条例制定の件」は、今回完成した市立隣保館の運営、管理などについて条例を制定する必要があり提出されたものです。

本館の建設は地区民年来の念願であり委員会もその完成を心から喜ぶものですが、それが、地区民の希望と願いをこめて建設されたものであるだけに、今後の運営、管理に万全を期するようにという見地から、理事者に要望し承認しました。要望は①隣保館と西郡出張所の事務内容が全く異なるので、労働会館と山本出張所のような同一職員による兼務の方法をとらず、別個に職員を配置するよう考慮されたい②その人選に当たっては、住民感情も考えて同和事業に深い理解と認識をもった職員をあてるようされたい③同和地区改善協議会と常に連絡協議して円滑な運営を期すること。

市立隣保館が落成
1月28日から業務開始

次に議案第136号「特別会計国民健康保険第一次追加更正予算」では、保険税の課税方式、低所得者に対する救済措置を問題として取り上げ、「課税方式を、いま当市の採用している但し書方式から本文方式にきりかえれば、年間所得九万円以下の世帯については約百二十万円程度の負担軽減となる。従ってこの減収分を一般会計から補なえば、本文方式にきりかえることも可能となり、また低所得者に対する救済措置にもなるのではないか」とただしました。

これに対し相当課長から、「先の医療単価引上げによる保険者（市）の負担増が、国の見込みを上まわって国保財政に大きく響き、現行給付率でも多額の収入欠陥を生ずる見込みで、国保財政の前途は暗い。しかし、このような財政事情のもとにあっても、低所得者に対する負担軽減措置は講じなければならないので、目下実態調査を進めている。これが明らかになれば、各世帯個々のケースに応じて救済措置を講ずる考えである。」こういう答弁がありました。

委員会は「但し書方式の採用がやむを得ないものであるならば、低所得者に対する特別な減免・救済措置を講ずること」を要望し承認しました。

つづいて、議案第134号「特別会計病院事業費第二次追加更正予算」を審査しました。今回は、人件費のみ二千五百五十四万四千円を追加し、事業収入の増加分を全額これに充当するものです。本件審査に当って、せっかくの事業収入の増加分が、何ら施設改善の費用にまわされず、全額人件費の増加分に充当され、なお、不足する分を雑収入として、翌年度繰上充用の措置をとったことについて討議されました。

病院側からも種々実情説明がありましたが①適正、確実な収支の把握とそれに基く誤まりのない物品管理病院運営につとめること②公営企業法の一部適用など病院財政の基本原則に根本的な検討を加えることを要望、本件も原案を承認しました。

自己水の増強を要望
36年度 上水道決算審査報告

収益的収入の決算額は一億八千三四五万六千四[illegible]円で、収益的支出の決算額は一億五千五九三万六千二百八円、差引き純利益は二千七五二万二五七円です。

委員会は、36年度の純利益は資本金の一割程度で、公営企業の経営面からみて妥当なものであるが、事業収益一千九五六万円の追加補正は、水道企業としては多額であり、正しい予算編成が行なわれたかという点について質問を行なったところ、水道局長から予算編成は、予定収入の九六％を歳入として見積っていたが、その後収益の伸び率が上昇したので、事業費も給水工業など事業の完全な執行のため必要不可欠な経費を追加計上したとの答弁がありました。

つぎに事業収益のうち節の量水器は、現在当市では各家庭で買取ったものと市から貸与しているものと二通りの量水器がある点と、収益的支出のうち節の受水費については、三六年度は大阪市営水道の格安の浄水が減少し、府営水道の高い浄原水が増加している点について質問を行ないました。

これについて水道局長から、第一点については昭和三二年までは各家庭にも量水器の買取りをお願いしていたが、その後法の改正により、当市においても量水器を無料で貸与し、一般家庭での規格十六㍍以上と営業用に使用している量水器は使用料を徴収している二点については、大阪市からの受水は、竹淵地区の一部に区域を定めて受水していたが、36年度は大阪市営水道の水圧が下がったため、区域を狭くした。府営水道は志紀地区および竜華、八尾水源地に受水したので多くなったとの答弁がありました。

つぎに資本的収入の決算額二百万円に対し、支出の決算額は四千一三五万六千四四二円で、差引き不足額は、当年度分損益勘定留保資金、減債積立金および当年度利益剰余金で補填しています。

この審査に当り、36年度の自己水は前年度に比較して、約三万八千立方の減水で、当市営水道の原価は大阪府および大阪市営水道の受水費に比較して安いので、水源地を拡張して自己水の増加をはかるとともに、有収水量の比率の上昇を図るべきだとの意見がありましたが、水道局長から36年度の自己水の減少三万八千立方は、一年間の減水量で一日の比にすれば微量で今後水源地施設を設けて自己水の増加を図る場合、用地の買収及び建設費等を考慮すると、水一㌧当りの建設原価が七千五百円ぐらいになり、その上二千五百㌧の取水可能な水源地四ー五カ所が必要で用地の確保も困難である。また水の原価が年々高くなっているため、現在の施設では原価償却費を捻出するのがやっとで、その他の経費が高くつくため、第三回拡張計画も府の計画にそって実施し、地域的に不足する場合は水源地を整備し善処する。つぎに有収水量の点については、全国平均で大体七〇％が有収水量で当市は毎年二千五百個の量水器の取替を行なって、七三・五％を維持しており、有収水量をさらに上昇さすためにも一割程度の量水器を予備として保有しておきたいとの答弁がありましたので、委員会は企業の健全かつ合理的な運営になお一層の努力と、水源地施設の整備に自己水の増設を要望し、本件を了承しました。